

様式第3号の3(2) (第6条関係)

療養券 (指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者用)						
公費負担者番号						認 定 年 月 日
公費負担医療の 受 給 者 番 号						昭和 平成 令和 年 月 日
戦 傷 病 者	氏 名				生年月日	明治 大正 昭和 年 月 日
	現 住 所					
療養を認める 期間		令和	年	月	日から	
		令和	年	月	日まで	
療養を受けよう とする医療機関 (指定訪問看護 事業者・指定居宅 サービス事業者・ 指定介護予防サー ビス事業者)名						
訪問看護ステー ション・居宅 サービス事業所 ・介護予防サー ビス事業所	所在地					
	名 称					
療養を受けよう とする医療機関 (病院・診療所)	所在地					
	名 称					
<p>上記のとおり決定する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 氏 名 <input type="text"/></p>						

注意

- この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 この用紙は、A列4番とすること。